

議案第1号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成26年6月3日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成26年6月3日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

保護文化財 「^{ここおげ}古郡家1号墳出土遺物一括」（鳥取市）

鳥取市古郡家字上ノ山に所在する古郡家1号墳から出土した考古資料である。

古郡家1号墳は、標高48mの上ノ山丘陵部に立地する全長92.5mを測る因幡地方で最大級の前方後円墳で、後円部墳頂部にて3基の埋葬施設（中央棺、南棺、北棺）が確認されている。

埋葬施設からは、鉄製武器、^{たんこう}短甲、青銅鏡、玉類等が出土している。このうち中央棺から出土した青銅鏡は突起付重^{とつきつきじゅうけんもんきょう}圈文鏡で、同型品は奈良県新沢500号墳（国史跡^{にいざわせんづか}新沢千塚古墳群内）からの出土が知られるのみであり、北棺から出土した短甲は^{ちょうほうばんかわとじたんこう}長方板革綴短甲の類例中最古に位置付けられるなど、畿内との強いつながりを示唆する貴重な資料が含まれている。

また、墳丘からは家形^{はにわ}埴輪、円筒埴輪、朝顔形埴輪の破片が多数採集され、これらは、山陰における埴輪祭祀導入の実態を知るうえで貴重な資料である。

以上のように、本古墳出土資料は山陰地方における古墳時代史を考える上で、重要な一括資料として学術的価値が極めて高い。



とつきつきじゅうけんもんきょう
突起付重圈文鏡



ちょうほうばんかわとじたんこう
長方板革綴短甲

古郡家1号墳の出土品

第2章 県指定保護文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第8章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項(第39条第4項で準用する場合を含む。)並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第35条の2第1項、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。(昭50条例40・追加、平18条例38・一部改正)

